DOI | https://DOI.org/10.21481/jbunka..78.201808.415.

韓国系民族学校の JSL 児童教育機関としての現状

―文献調査を通してみた意義と役割―

余 銅 基*
(e-mail : litacomplex@gmail.com)

<목 차>

1．はじめに
2．JSL 児童に対する言語教育の現状
2.1．日本語習得と学習困難の問題
2.2．日本語習得においての母語の重要性
2.3．母語教育の現状と学校の役割
3．日本の外国人学校と韓国系民族学校の位置づけ
3.1．国公私立学校と外国人学校
3.2．国際学校と民族学校
3.3．在日コリアンの民族学校
3.4．韓国系民族学校
4．韓国系民族学校の JSL 児童教育機関としての意義
5．おわりに

キーワード：韓国学校（Ethnic Koreans Schools）、外国人学校（Foreign schools）、JSL 児童（JSL children）、日本語指導（Japanese education）、母語教育（Mother tongue education）

1. はじめに

日本の義務教育課程における公的教育機関では、外国人であっても学齢に応じた適切な学年での受け入れを行っており、数多くの外国人児童が通学している1)のが現状である。文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成 28 年度)」によると，日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は平成 28 年度現在 34,335 人であり，調査実施以来最多の人数になっている。そのうち小学校に在籍している児童数は最も多く，22,156 人（64.5％）である。「日本語指導が必要な」という形容が用いられることからもわかるように、外国人児童の日本語指導は注目されている課題である。

* 九州大学大学院、大学院生、日本社会文化

1) 郭潔蓉(2014)「グローバル化の深化と外国人学校政策の矛盾－外国人学校、エスニック・スクールの法的位置づけの変遷と現状」川村千鶴子（編）『多文化社会の教育課題―学びの多様性と学習権の保障』第 2 章、明石書店、p.62

www.kci.go.kr

主に外国籍の児童生徒が日本語指導の対象と認識されやすいが、日本で外国人児童生徒と呼ばれるのは、言語背景の異なる日本在住者・定住者の子どもの総称であり、日本語力には問題のない在日朝鮮人や韓国人も含まれる[2]。本研究では、日本国内の外国人児童生徒の日本語教育は、年少者のための「第 2 言語としての日本語教育」（Japanese as a second language, JSL）である[3]という観点から、日本に在住する外国人児童のうち日本語指導を必要とする児童に注目し、彼らを「JSL 児童」と称する。

義務教育段階において日本語能力は義務教育を受けるための前提条件であり、日本語能力が十分ではない子どもたちの支援を積極的に行うことが求められている[4]。文部科学省の「学校における外国人児童生徒に対する教育支援の充実方策について（報告）」では、外国人児童生徒等教育の基本的な考え方として、多文化共生・異文化理解に基づく教育の必要性と外国人児童生徒等教育の重要性を認識し、多様化する児童生徒に応じたきめ細かな指導、日本語指導、適応指導、学力保障等の総合的な指導の必要性を明示している。

一方で、教育現場での JSL 児童に対する初期指導としての日本語指導は安定した実施には至っていない。文部科学省の「外国人児童生徒受け入れ手引き」によると、JSL 児童を受け入れた学校では、初期段階では日本の学校生活にソフトランディングできるように、「生活適応」と「日本語指導」を合わせたガイダンス的な指導を行うことが多い。しかし、初期段階で集中的に指導を行う「プレクラス」を設置している地域がある一方で、極めて少ない時間数で指導を終了してしまう地域もある[5]等ばらつきがみられる。

文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 28 年度）」によれば、日本語指導が必要な児童生徒の在籍人数が「5 人未満」の少数在籍校が、8 割近くを占めている。集住地域の一部の学校を除けば、全国的には日本語が分からない児童生徒の受け入れ経験が少ない学校が圧倒的に多く、未だに支援や指導のノウハウの蓄積が難しい状況である[6]。

日本国内の JSL 児童の増加に伴い、彼らに対する支援・指導が実施されているが、その指導方法は今後とも模索を続けるべき喫緊の課題となっていると言えよう。この課題を解決するためには、日本の公立学校の中での検討だけでなく、より視野を広げ事例を収集する必要があると考えられる。では、どのような事例を視野に入れるべきであろうか。本稿では、JSL 児童に対する言語教育について概観し、そこから見えてくる「母語の重要性」という視点から、日本の公立学校以外での JSL 児童教育機関の参考事例の所在を明らかに

2）中島和子(2016)『完全改訂版バイリンガル教育の方法』アルク、p.151
3）前掲書、中島和子（2016）p.152
4）斎藤一久(2017)「日本国憲法・国内法と外国人の子ども」荒牧重人・榎井縁・江原裕美・小島祥美・志水宏吉・南野奈津子・宮島喬・山野良一編著『外国人の子ども白書―権利・貧困・教育・文化・国籍と共生の視点から』第 6 章-1、明石書店、p.151
5）築樋博子(2017)「日本語が全く分からない子供がどう迎えられたか」前掲書、荒牧他（編）、第 2 章-2、p.52
6）前掲書、築樋(2017)、p.51

www.kci.go.kr

することを目的とする。

2. JSL 児童に対する言語教育の現状

2.1. 日本語習得と学習困難の問題

日本の公教育の中での JSL 児童の日本語学習の目的は，一日も早く教科学習を可能にする認知面の言語力を習得することである[7]と認識されてきた。日本の公立学校では JSL 児童に対し、日本語指導等を実施してきており、2014 年度からは「特別の教育課程」による日本語指導が実施できるようになった。

JSL 児童に対する日本語指導が注目されている背景には、JSL 児童の言語習得と学習困難の問題が関わっている。JSL 児童が直面する学習上の困難を引き起こす要因の一つとして指摘されているのが、言語習得に関わる問題である。この問題は「移民の子ども」の問題として世界的に認識されている。OECD（2017）[8]によると、多くの移民の子どもは言語的障壁に直面しており、特に、別の国で生まれ、成長してから移動してきた子どもは、適応上の困難に直面しているという。同書で、そうした困難は、移民の子どもが、まだ十分に習熟していない言語を使用して学ばなくてはならないことから生じているとしている。

同様の問題は日本国内においても、日本の教育制度に適応できる子どもばかりが存在するわけではない問題として指摘されている。授業についていくためには、それを理解できる日本語レベルを要するが、JSL 児童にとって、日本人児童・生徒と同じように授業内容を理解するのは容易なことではない[9]。日本語世界のなかに生き、母語は教えられず、使う機会も限られ、満足に使えなくなる者もいる中で、日本語習得が不十分なまま、母語の使用能力も限られている、いわゆる「ダブル・リミテッド」になる問題[10]も指摘されている。このような背景から学力不足、不就学といった問題を抱える[11]JSL 児童は少なくないことが知られている。

2.2. 日本語習得においての母語の重要性

JSL 児童の日本語習得の課題を解決する糸口として、日本語指導とは別の角度からもアプローチを試みることができる。JSL 児童の日本語習得が学習上の困難と深いかかわりがあり、その解決方法を模索するのなら、JSL 児童の日本語習得において重要な役割を

7）日本語教育学会(2005)『新版日本語教育事典』大修館書店
8）OECD（編）(2017)『移民の子どもと学校―統合を支える教育政策』明石書店、p.85
9）前掲書、郭(2014)、p.63
10）宮島喬(2017)「外国人の子どもたちの現在－なぜ「外国人の子ども白書」なのか」、前掲書、荒牧他（編）(2017)、p. 4
11）前掲書、郭(2014)、p. 63

www.kci.go.kr

果たす母語の取り扱い方にも注目する必要がある。

JSL 児童は母語に加え日本語を習得することで、 二つの言語を習得することになるが、このことは JSL 児童にどのような影響を与えるのだろうか。二つの言語を習得することは、かつては学習の障害と捉えられていたが、 二言語話者 がもつ柔軟性やコミュニケーション能力の高さといった特徴や長所が研究で次第に明らかにされ、1970 年代後半頃からは 、認知学的並びに言語学的に学習者にとって有益だという見解が広まっている[12]。 JSL 児童、つまり小学校時代においてその重要性は大きく、二つあるいはそれ以上の言語を小学校時代に継続して伸ばすと、言語に対してより深い理解をするようになり、また言語をより効果的に使うことができるようになる[13]とされている。 これらのことから、 JSL 児童においても、 来日後母語と日本語を同時に育てることは、彼らにとって有利に作用するであろうと考えられる。

では、 JSL 児童の母語を同時に育てない場合にはどのような影響があるのだろうか。 日本の学校のモノリンガルな環境において、 子供は日本語 · 母語のいずれにおいても話し言葉は流暢でも抽象的な思考をすることができないゼミリンガルになる危険性がある[14]とされている。母語 · 継承語教育でもっとも大事な時期は、幼児から就学初期にかけてであり、母語が育たないと、ことばそのものの発達が遅れ、小学校高学年になって学年レベルの学習が難しくなるというマイナスの連鎖反応が起こりがちであるとし、 母語教育なしに日本語教育に集中することは、 ダブル · リミテッド予備軍の 育成をしているようなものである[15]との指摘もある。

JSL 児童の日本語習得を考えるうえで母語教育は、 付随的な選択事項ではなく、同時に行われるべき必須条件であり、 JSL 児童の 「児童」という時期にはとりわけ母語教育の重要性が高いことがわかる。 JSL 児童の 日本語習得の問題点を解決する観点での母語教育の在り方が問われるわけである。

2.3. 母語教育の現状と学校の役割

「松阪市外国人児童生徒の人権にかかわる教育指針」によると、日本は「子どもの権利条約」を批准しているが、日本国憲法および教育基本法では、日本国籍を有しない外国人に対して、教育を受ける権利について一切言及していない。

しかしその一方で、日本の各市の教育指針では、外国人の児童に対する教育と母語についての言及が見られる。 相模原市外国人 児童 · 生徒等にかかわる教育指針 (2007 年) では、外国人児童 · 生徒等が日本語を習得できるように支援するとともに、母語や母文化が保持される取り組み (指導の工夫や関係機関との連携) に努めるとしている。松阪

12) 江原裕美 · 二井紀美子(2017)「家庭における言語の選択」前掲書、荒牧他 (編) (2017)、第 3 章-5、p.72

13) ジム · カミンズ (2011) 『言語マイノリティを支える教育』慶応義塾大学出版会、p.65

14) 太田晴雄(2002)「教育達成における日本語と母語―日本語至上主義の批判的検討」『国際社会 2、変容する日本社会と文化』東京大学出版会

15) 前掲書、中島(2016)、p.152

www.kci.go.kr

市外国人児童生徒の人権にかかわる教育指針（2013 年）では、外国人児童生徒の日本語習得を支援するとともに、母語の保障にも努めるとしている。川崎市子どもの権利に関する条例（2005 年）では、「個々の必要に応じて支援を受ける権利」として、国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されることを子どもの権利として保障を進めると宣言している。

以上からJSL 児童が母語を学習することの権利に関する認識及び母語教育へ取り組む姿勢がうかがえる。しかし、日本の教育現場では、JSL 児童の母語教育を受ける権利が「権利」と言えるまでに成熟していないのが現状である[16]との指摘があり、JSL 児童教育の課題の一つと言える。具体的には、日本語補強の努力は学校教育の中でなされていても、子どもの母語を保護することに関してはまだ国策がなく、ほとんどがボランティアに任された状況[17]である。ボランティアという人的資源の確保も地域によりまちまちである。教育現場の JSL 児童受け入れ体制としては「母語支援員」が外部支援者として配置されることもあるが、母語支援員は学習場面で何かを指導するというよりも、JSL 児童や保護者と教員や学校との間でコミュニケーションや気持ちのやりとりを円滑にするという役割を果たす[18]とされ、JSL 児童の母語教育との関連性は薄い。

このような状況の背景には、実践上・運営上の問題がある。世界的には、移民の教育においてバイリンガル・アプローチが限定的なものとなっている理由として、すべての移民の子どもに母語・継承語教育を実施することは、コストが高くつき、満足に行うことは難しいといった問題があり[19]、日本国内でも同様、日本語教育の充実とそれぞれの母語と母文化を学べる教室を用意する費用負担が大きい[20]という問題が指摘されている。学校には外国人児童生徒の母語に精通した人材が必ずしもいるわけではないこと、指導時間の確保が難しいという事情もあって、母語指導は学校の中よりも学校の外で行われることが多い[21]との報告もある。

しかし、実践上・運営上の問題があるからとしても、学校が JSL 児童に対する母語指導を担うべきであることは否めない。児童が成長するにつれ、教科学習の基礎となる言語能力の育成が重要となるが、これに大きな役割を果たせるのは第一に学校の教師である[22]ため、JSL 児童の母語教育の場所は学校であるべきである。学校が効果的に母語を教え、母語 のリテラシーも育つ環境であると、バイリンガル児の学校の成績も上がるもの[23]との主張も、JSL 児童に対する母語教育に関する検討は教育現場の課題であることを裏付ける。

16）前掲書、斎藤(2017)、p.151
17）前掲書、中島(2016)、p.240
18）臼井智美（2014）『学級担任のための外国人児童生徒サポートマニュアル』明治図書、p.19
19）前掲書、OECD（編）(2017)、p.131
20）川村千鶴子(2014)「学習権とは何か―多様な教育機会の実現とアクセスの平等」、前掲書、川村（編）(2014)、第 1 章、p.33
21）前掲書、臼井(2014)、p.12
22）江原裕美・井村美穂(2017)「2 つの言語習得における周囲の役割―「通訳する子ども」から考える（現場からのレポート）」、前掲書、荒牧他（編）(2017)、第 3 章-6、p.76
23）前掲書、ジム・カミンズ(2011)、p.66

www.kci.go.kr

3. 日本の外国人学校と韓国系民族学校の位置づけ

JSL 児童に対する日本語教育と同時に母語教育を実施することの重要性・必要性が認識されていながらも学校教育の中での実施が困難である現状から、今後の JSL 児童に対する教育を議論するうえで、参考事例となる実践的事例への要求は強いと言えよう。その点で、日本国内の外国人学校はその設立目的からも、母語教育との深い関連性が容易に想像でき、日本国内の学校教育での母語教育を論じる上で欠かせない存在である。日本の外国人学校とその下位分類について概観し、その中で浮かび上がる韓国系民族学校の存在について述べる。

3.1. 国公私立学校と外国人学校

日本国内の義務教育段階の学校を主たる教育対象で分けると、日本の児童生徒を教える「国公私立学校」と外国の児童生徒を教える「外国人学校」に分けることができる。外国人学校とは、法令などに規定された正式な呼称ではない。外国や外国人にかかわりを持つ学校を総称するために、日本の中で慣例的に用いられてきた呼び名[24]である。外国人学校は、外国籍の子どもたちの教育を受ける権利を充足するためのもの[25]、外国籍児童生徒の教育ニーズにこたえるためのもの[26]と認識されており、その数は 200 校以上に上る。外国人学校の特徴としては、正式な「学校」としては認可されない（各種学校認可しか取得することができない）ものの、多国籍・多文化を背景に持つ子どもたちに独自のカリキュラムで指導している[27]ことが挙げられる。

3.2. 国際学校と民族学校

外国人学校の分類方法は研究者やその観点により様々なものがあるが、本稿では「国際学校」と「民族学校」とに大きく分ける。

国際学校は、あらゆる国籍の入学者を対象とし[28]、民族や国籍を問わず外国籍の子どもたちを主な対象とした教育内容をとり、国際共通語（主に英語）を教授言語とする学校[29]である。

民族学校は、特定の民族を対象、あるいは主とし、その文化や言語を重視した運営体制を持つ[30]学校である。特定の民族や国籍を持つ子どもたちを主な対象とした教育内容を

24) 志水宏吉・中島智子・鍛治致（編）（2014）『日本の外国人学校―トランスナショナリティをめぐる教育政策の課題』明石書店、p.9
25) 丹羽雅雄(2017)「教育を受ける権利と就学義務」、前掲書、荒牧他（編）(2017)、第 5 章-1、p.110
26) 前掲書、川村(2014)、p.45
27) 前掲書、川村(2014)、p.45
28) 前掲書、郭(2014)、p.68
29) 朴三石（2008)『外国人学校』中央公論新社、p.5

www.kci.go.kr

取り、 特定の民族の言語を教授言語とする学校[31]であり、 母国語による普通教育とともに子どもたちが有する民族的・文化的アイデンティティを保持・発展させる教育施設[32]である。

国際学校の教授言語は英語などの国際共通語だが、民族学校の教授言語は、特定の民族の言語 （母国語） であることに注目したい。二つのタイプの学校のうち、民族学校の方が母語教育との関りがより強いものと考えられる。

3.3. 在日コリアンの民族学校

在日コリアンという名称は一般的ではないが、 本稿では朝鮮半島にルーツを持つ・南北の本国につながるといった意味で使用している文献[33]に倣い、 日本に在住する韓国・朝鮮人を一括して表すために使用する。 民族学校には中華学校、 ブラジル人学校等、様々な民族の様々な学校が存在するが、ここでは在日コリアンの民族教育に関する民族学校について述べる。

在日コリアンの民族学校は、在日コリアンの子どもたちを主な対象として、朝鮮半島の言語や文化、歴史の教育を通して民族意識を涵養する教育を行う学校[34]である。

在日コリアンの民族学校を運営主体で分けると、在日本朝鮮人総聯合会 （朝鮮総聯） の参加団体が管理運営する「朝鮮学校」と、韓国政府の支援を受ける「韓国学校」の二種類[35]に分けることができる。

外国人学校は各種学校の認可しか取得できないと先述したが、韓国学校においては例外的なものが存在する。在日コリアンの民族学校を学校教育法による認可を基準に分けると、一つは学校教育法 134 条に基づく「各種学校」認可された学校、もう一つは学校教育法第一条に基づく学校[36]に分けることができる。 学校教育法の第一条に規定される範囲に属している学校は、一般的に「一条校」と呼ばれており、文部科学省が定める「教育要領」と「学習指導要領」に基づいた教育課程が適用される。

3.4. 韓国系民族学校

在日コリアンの民族学校のうち、韓国学校の特徴は一条校としての認可を得ていることであり、 この点では朝鮮学校とは対照的である[37]が、 すべての韓国学校が一条校であるわけではない。韓国学校のうち各種学校には東京の東京韓国学校の 1 校があり、一条校には大阪の白頭学院建国幼小中高校、 金剛学園小中高校、 そして京都の京都国際学園中高校の 3 校がある[38]。

30） 前掲書、郭(2014)、p.68
31） 前掲書、朴(2008)、p.5
32） 前掲書、丹羽(2017)、p.110
33） 前掲書、志水他 （編） (2014)、p.156
34） 金光敏(2017)「民族教育の現在」、前掲書、荒牧他 （編） (2017)、第 5 章-9、p.129
35） 金朋央(2014)「在日コリアンにとっての民族教育権」、前掲書、川村 （編） 、p.129
36） 前掲書、金(2017)、p.129
37） 前掲書、志水他 （編） (2014)、p.38

www.kci.go.kr

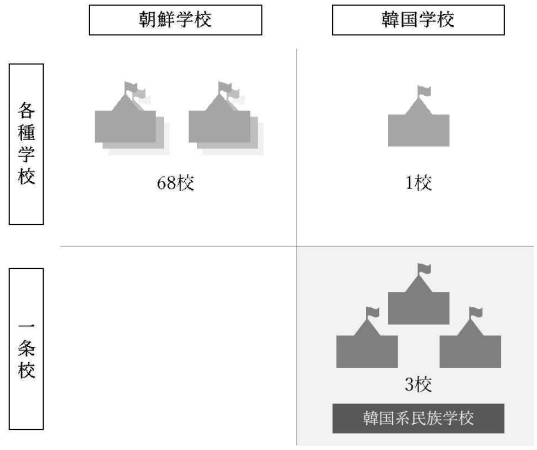


図 1　在日コリアンの民族学校の分類と韓国系民族学校

各種学校である日本全国の朝鮮学校は、国語、朝鮮歴史、地理などの民族科目を教えつつ、日本の公立学校で教えているほとんどの科目の内容を朝鮮語で教えており[39]、外国人学校や民族学校の一般的な特徴とされる、母国語による独自の教育が行われている学校である。

それに対し、一条校である韓国学校３校は文部科学省の学習指導要領に準拠した授業を行いながら、韓国語や韓国社会等の授業科目を取り入れており[40]、教授言語は韓国語の授業を除いてすべて日本語[41]である。

一条校である韓国学校は、先述した外国人学校や民族学校の特徴（各種学校として母国語による独自の教育を行う）と比較しても特殊なものになっている。まとめると、外国人学校の民族学校のうち韓国学校の一部は一条校であり、日本語による授業を行うが、それと同時に韓国語の授業も行っている。一条校であるということは日本の公立学校との共通性を持つということであり、韓国学校は民族学校でもあるがゆえの独特の母語環境を持ち合わせていることから、各種学校である外国人学校・民族学校と比べ、一条校である韓国学校は日本の公立学校との比較対象としてより相応しいと考えられる。このような特殊性に着目し、本稿では、一条校である韓国学校３校を「韓国系民族学校」とする。韓国系民族学校の特徴については次章で詳述する。

38）前掲書、金(2017)、p.129
39）前掲書、朴(2008)、p.105
40）前掲書、金(2014)、p.132
41）前掲書、朴(2008)、p.110
及び、朴校熙（2013）『分断国家の国語教育と在日韓国・朝鮮学校の民族語教育』風間書房、p.84

www.kci.go.kr

4. 韓国系民族学校の JSL 児童教育機関としての意義

日本の外国人学校・民族学校の中でも特殊性の見られる韓国系民族学校を、JSL 児童教育の視点から見ていきたい。

外国人学校全般に言えることであるが、韓国系民族学校にもJSL児童が在籍している。学校により異なるが、児童生徒の構成は、在日コリアンが約六割、韓国からの滞在者が約二割、日本国籍を持つ者が約二割[42]である。韓国系民族学校の一つである建国幼少中高等学校（2012 年度）においては、在日 55％、韓国人ニューカマー 25％、日本人等 20％[43]である。これらのデータの「韓国からの滞在者」・「韓国人ニューカマー」のなかに日本語力が未熟な児童が含まれており、彼らを JSL 児童と捉えることができる。同校においては、1970 年代後半以降は、韓国からの駐在員の子女も受け入れてきた[44]ことが報告されており、JSL 児童の受け入れの歴史の長さもうかがえる。これらのことから、韓国系民族学校は民族学校としての役割を果たしていると同時に、JSL 児童が在籍する JSL 児童教育機関としても機能していることがわかる。

次に、JSL 児童に求められる教育環境についてみていきたい。OECD（2017）[45]では、移民の子どもの統合という観点から特に有効性が認められている教育政策について論じ、効果の高い当面の政策対応の一つとして「継続的な言語支援を可能な限り早く、通常クラス内で実施する」ことを提案している。その中で、成功を収めている言語支援プログラムの一般的な共通の特徴として、「受け入れ国の言語で教科学習を行い、教科知識・言語能力・思考力・コミュニケーション力の総合的な発達を目指す学習法（内容言語統合型学習法）を導入すること」、「母語・継承語についてその価値を認めること」を挙げている。第 2 章で述べた「JSL 児童の日本語習得においての母語の重要性」と、OECD（2017）の「受け入れ国の言語での教科学習の有効性」の報告から、この二つを同時に満足させることが JSL 児童教育に求められると考えられる。以上の観点から韓国系民族学校の教育環境を見ていきたい。

まず、「母語の重要性」に着目して韓国系民族学校の教育環境を見てみると、韓国語の授業の存在が注目される。韓国系民族学校の一つである建国小学校のカリキュラム（2012 年度）を見ると、年間授業時間数は公立の約 1.2 倍（6566 時間）、総合学習の時間は公立の約 3.7 倍（1044 時間）であるが、総合学習の時間が韓国語の授業に充てられている[46]。同校では 1 年生から 6 年生まで、週に 4～5 時間の韓国語の授業がある[47]との報告もある。これらの韓国語の授業は全児童に対する民族教育の一環とも言え

42）前掲書、朴(2008)、p.111
43）前掲書、志水他（編）(2014)、p.106
44）前掲書、前田(2005)、p.230
45）前掲書、OECD（編）(2017)、pp.117-118
46）前掲書、志水他（編）(2014)、p.110
47）前掲書、朴(2008)、p.91.及び、前田真彦（2005）「韓国系民族学校の事例―白頭学院建国

www.kci.go.kr

るが、とりわけ JSL 児童にとっては、日本語を習得していく過程での母語の重要性も視野に入れた教育環境として働いているであろう。

次に、「受け入れ国の言語での教科学習の有効性」に着目して韓国系民族学校の教育環境を見てみよう。先述の通り韓国系民族学校は一条校である。一条校は文部科学省の検定済みの教科書を使用し、文部科学省が定めた標準単位に基づいたカリキュラムを組まなければならないため、授業はすべて日本語で行われる[48]。韓国系民族学校に在籍する日本生まれの在日児童にとっては、日本語で行われる授業は第 1 言語での学習に相当するであろうが、JSL 児童にとっては、受け入れ国である日本の言葉での教科学習という教育環境として働いているであろう。

以上で韓国系民族学校は JSL 児童教育に求められる二つの要素を併せ持った学校であることがわかる。韓国系民族学校は外国人学校とも一条校とも民族学校とも形容できない複雑な環境を持っているため、JSL 児童の教育環境としてのメリットを有する 。外国人学校に関する一般論として、外国人学校はポルトガル語やスペイン語などで教科学習をする、いわゆる母語保護学校であるため、母語は育つが、日本語は週数時間学ぶだけで、学習に使うわけではないので十分には育たない[49]という限界も指摘されている。しかし、この一般論は、日本語を学習に使う韓国系民族学校には該当しない。第 2 章で日本の教育現場においての母語教育の実践上・運営上の様々な問題による実施の困難について述べたが、韓国系民族学校では、JSL 児童の母語である韓国語の授業が現に行われていることが確認できる。

皮肉にも、韓国系民族学校は複雑な環境を持っているが故のデメリットも有する。文部科学省の「外国人学校の現状について」には以下のような記述がある。

> 外国人学校の一部には、国際的な評価団体（WASC，ECIS，ACSI 等）の認定を受けているもの（例：アメリカンスクール・イン・ジャパン）や、大学入学資格との関係では、本国において、日本の高等学校に相当する学校の課程と同等の課程を有するものとして位置付けられているもの（例：東京横浜独逸学園）もある。また、一部には、学校教育法第 83 条に基づく「各種学校」として都道府県知事の認可を受けているものもある。これら以外の外国人学校については、文部科学省としては把握していない。

つまり、一条校である韓国系民族学校は、外国人学校としては把握されず、国公私立学校扱いになるため、統計資料などでその実態が埋もれてしまうことになる。現に荒牧他（編）（2017、p.273.)では、文科省の調べを元に、外国人学校及び児童生徒の推移をまとめているが、韓国学校の学校数は 1 校になっている。同文献で、「学校教育法第 1 条による学校に属さないが、同法 134 条により各種学校の認可を受けている、全日制で、

幼・小・中・高等学校の場合―」真田信治・生越直樹・任榮哲編著『在日コリアンの言語相』第 3 章-1、和泉書院、p.237

48）高賛侑（1996）『国際化時代の民族教育』東方出版、p.57

49）前掲書、中島（2016）、p.152

www.kci.go.kr

主として外国人児童生徒を対象とする教育施設」を外国人学校とするという記述があり、本稿でさす韓国系民族学校は「外国人学校」として取り扱われていないことがわかる。

韓国系民族学校は JSL 児童も在籍している JSL 児童教育機関であり、民族学校・一条校などの特性を併せ持つことで、JSL 児童に求められる母語教育及び受け入れ国の言語である日本語での教科学習を同時に実施することでできる学校であることが確認できた。JSL児童の在籍学校での母語教育はその必要性と重要性が指摘されていながらも、日本国内では実践上・運営上の問題からいまだ実施が困難であり、参考事例・実施事例が乏しいのが現状だが、韓国系民族学校の存在は、JSL 児童教育の特殊な事例として情報価値が高いと言えよう。ただ、韓国系民族学校が日本国内に 3 校のみであるという絶対的な数の少なさと併せ、一条校であることにより、統計データなどで膨大な国公私立学校のデータの中に埋もれてしまいやすい。韓国系民族学校を JSL 教育機関としてとりわけ注目して取り扱わなければならない必要性は大きい。

5. おわりに

日本国内で JSL 児童に対する教育が喫緊の課題となっている中、JSL 児童に対する指導・支援の方法は模索が続けられている。日本の教育現場では JSL 児童の当面の問題解決のため日本語指導に力を入れているが、JSL 児童の母語に対する対応は難解な課題として残されている。JSL 児童の母語の重要性に注目した際、日本国内の学校からその存在が浮かび上がる韓国系民族学校は、在日コリアンの民族教育のための学校であり、JSL 児童の教育を主眼に置いた教育機関ではないが、一条校と民族学校の特性を併せ持った教育環境の特徴からは、JSL 児童に求められている教育を実施している学校でもあることがわかった。

韓国系民族学校は、各種学校である外国人学校と比べ、日本の国公私立学校と全く異質のものではなく、一条校であるという共通性を持つ学校である。韓国系民族学校は一条校として JSL児童が日本語を習得し日本語で学習に参加しなければいけない学習環境を持っている面から、日本の国公私立学校との共通性も見られるため、JSL 児童に対する教育に関する研究上の比較対象としても取り扱いやすい性質を持っている。

福田他（編）（2005、p.5.）では、日本でも諸外国でも、公教育において少なからぬ数の外国人の子どもを受け入れていることから、外国人の教育は公教育の質を変えつつあるとし、外国人学校の問題は公教育制度とのかかわり抜きに語ることはできないであろうと指摘されている。まさに JSL 児童という外国人の教育をも担っている韓国系民族学校の事例も日本の公教育の質を変え得るものであり、韓国系民族学校と日本の公教育制度とのかかわりは注目されるべき課題である。具体的には、韓国系民族学校は JSL 児童教育機関としても注目されるべきであり、日本の教育現場の JSL 児童指導の課題に対する示唆を得ることのできる研究対象としても取り扱われるべきである。

www.kci.go.kr

本稿では、JSL 児童に求められる母語教育環境という論点から韓国系民族学校の JSL 教育機関としての意義を探ったが、その実証には至らなかった。韓国系民族学校の母語教育・日本語教育と JSL 児童の関係についてはより詳細な研究が必要であり今後の課題とする。

[参考文献]

荒牧重人・榎井縁・江原裕美・小島祥美・志水宏吉・南野奈津子・宮島喬・山野良一編著(2017)『外国人の子ども白書―権利・貧困・教育・文化・国籍と共生の視点から』明石書店, p.4, pp.51-52, p.72, p.76, p.110, p129, p.151
臼井智美(2014)『学級担任のための外国人児童生徒サポートマニュアル』明治図書, pp.12, p.19
太田晴雄(2002)「教育達成における日本語と母語―日本語至上主義の批判的検討」宮島喬・加納弘勝(編)『国際社会 2、変容する日本社会と文化』93-118, 東京大学出版会
ジム・カミンズ (2011) 『言語マイノリティを支える教育』慶応義塾大学出版会, pp.65-66
川村千鶴子 (編) (2014)『多文化社会の教育課題―学びの多様性と学習権の保障』明石書店, p.33, p.45, pp.62-63, p.68 ,p.129, p.132.
高賛侑 (1996) 『国際化時代の民族教育』東方出版, p.57
志水宏吉・中島智子・鍛治致 (編) (2014) 『日本の外国人学校―トランスナショナリティをめぐる教育政策の課題』明石書店, p.9, p.38, p.106, p.110, p.156
中島和子(2016)『完全改訂版バイリンガル教育の方法』アルク, pp.151-152, p.240
日本語教育学会 (2005) 『新版日本語教育事典』大修館書店
朴校熙 (2013) 『分断国家の国語教育と在日韓国・朝鮮学校の民族語教育』風間書房, p.84
朴三石 (2008)『外国人学校』中央公論新社, p.5, p.91, p.105, p.110, p.111
福田誠治・末藤美津子 (編) (2005) 『世界の外国人学校』東信堂, p.5
前田真彦 (2005) 「韓国系民族学校の事例―白頭学院建国幼・小・中・高等学校の場合―」真田信治・生越直樹・任榮哲 (編)『在日コリアンの言語相』227-269,和泉書院, p.230, p.237
若林秀樹 (2014) 「小中学校現場が抱える外国人児童生徒教育の課題―日本語指導に関する「特別の教育課程」の実施を機に考える―」『国際人流』27(5), pp.12-20
OECD (編) (2017)『移民の子どもと学校―統合を支える教育政策』明石書店, p.85, pp.117-118, p.131.
川崎市「川崎市子どもの権利に関する条例」 (2005 年)
http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000004891.html (検索日 2018.06.01)
相模原市教育委員会「外国人児童・生徒等にかかわる教育指針」 (2007 年)
http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/997/07gaikokujintoukyouikusisin.pdf (検索日 2018.06.01)
松阪市教育委員会「松阪市外国人児童生徒の人権にかかわる教育指針」 (2013 年)
www.akashi.co.jp/files/books/data/gaikokujinnokodomohakusyo/siryo_5_3.docx (検索日 2018.06.01)

www.kci.go.kr

文部科学省「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/06/1373387.htm（検索日 2018.06.01）
文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成 28 年度)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/1386753.htm（検索日 2018.06.01）
文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引き」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm（検索日 2018.06.01）
文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm（検索日 2018.06.01）
文部科学省「外国人学校の現状について」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/06070415/005.htm（検索日 2018.06.01）

논문 투고 일자 : 2018. 06. 24.
논문 심사 일자 : 2018. 07. 31.
게재 확정 일자 : 2018. 08. 03.

www.kci.go.kr

<要旨>

韓国系民族学校の JSL 児童教育機関としての現状
—文献調査を通してみた意義と役割—

余銅基

第 2 言語として日本語を習得する「日本語指導が必要な外国人児童」（以下 JSL 児童）の言語習得の問題が注目されている。JSL 児童の日本語能力は、日本の義務教育を受けるための前提条件であるが、母語教育なしに日本語教育に集中することの問題点も指摘されており、JSL 児童に対する言語指導において、日本語指導及び母語指導の双方が重要であると言える。しかし、実践上・運営上の問題により、両方を同時に充足させるのは難しいのが現状である。このような背景の中で注目されるのは、日本の外国人学校としての韓国学校のうち、一条校として認可されている民族学校（以下、韓国系民族学校）の存在である。JSL 児童も多数在籍する韓国系民族学校は、JSL 児童に求められる日本語指導及び母語指導を同時に実践している学校でもある。そのため、韓国系民族学校は、現在の日本の教育現場においての喫緊の課題に示唆を与えることのできる JSL 児童教育機関としても注目されるべきである。

Status of Ethnic Korean Schools as JSL Educational Institutes for Children: Literature Review about Significance and Roles

Yeo, Dong-Ki

With more people from other countries moving to Japan, there are an increasing number of children who need to learn Japanese as a second language (JSL). Basic competence in Japanese is a prerequisite for education in Japan, but there are problems with concentrating on Japanese language education without consideration for mother-tongue education; with regard to language instruction for JSL children, teaching in both Japanese and the mother tongue are important. However, due to practical and administrative issues, it is currently difficult to achieve this. Against this backdrop, there has been much recent attention focused on ethnic schools among the Korean schools, which enroll large numbers of JSL children and simultaneously provide instruction in both Japanese and a non-Japanese language (hereinafter referred to as Korean ethnic schools). Korean ethnic schools are a form of JSL educational institutions forchildren, which can provide guidance on some of the urgent issues in the current Japanese education system.

www.kci.go.kr